

その他の事項決定（11月4日）

（1） 設立時の取締役の選任

設立時の取締役を選び、「設立時取締役の選任決議書」（補足資料その3）を作成します。要件は、発起人の議決権の過半数ですが、一人なので問題ありません。

最後に、個人の実印を押印します。

（2） 就任承諾書

「就任承諾書」（補足資料その4）を作成します。上記選任決議を受けた取締役がその就任を承諾するか否かこの書類で明らかにします。

最後に、個人の実印を押印します。

（3） 発起人決定書

「発起人決定書」（補足資料その5）を作成します。定款では最小行政区間である新宿区までとしかあえて決めていませんでしたので、この決定書でそれ以降の具体的な場所を特定します。

最後に、個人の実印を押印します。